
重要事項説明・ご加入内容確認事項

※この「重要事項説明」は、加入申込みのお手続きの際にご覧いただく画面をPDF化したものであり、[リンク](#)、[ボタン](#)を押してもページは切り替わりませんのでご了承ください。

「重要事項説明」の内容および「ご加入内容確認事項」をご確認ください。

【重要事項説明】

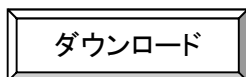
情報セキュリティの観点から、お申込みの確定まで30分以内に実施いただく必要があります。重要事項説明の内容は、時間制限のないドコモのPC版ホームページ ([こちら](#)) にも掲載しておりますので、ゆっくりご確認ください。また、ご確認の際は、そちらをご確認ください。

※すべての内容を記載しているものではありません。詳細は「普通保険約款および特約」をご確認ください。

●重要事項説明は[こちら](#)

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報が掲載されています。必ず最後までお読みください。

重要事項説明は電子ファイルでの提供となります。「ダウンロード」ボタンをクリックし、電子ファイルを保存されることをおすすめします。



※この画面からダウンロードできない場合には、パソコン等にてドコモのPC版ホームページ ([こちら](#)) からダウンロードしてください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご入力いただいていること等を確認させていただくためのものです。[こちら](#)をご確認ください。

《お申込みに際して》

補償内容・約款等の詳細につきましては、必要に応じてリンク先をご確認ください。

[・補償内容のご説明](#)

[・補償項目のご説明](#)

[・普通保険約款および特約](#)

[・勧誘方針](#)

「重要事項説明」の内容および「ご加入内容確認事項」にご同意いただける場合、かつ電子ファイルでの提供にご承諾いただける場合は、「同意する」をクリックしてください。

同意する

戻る

重要事項説明①

情報セキュリティの観点から、お申込みの確定まで 30 分以内に実施いただく必要があります。重要事項説明の内容は、時間制限のないドコモの PC 版ホームページ（[こちら](#)）にも掲載しておりますので、ゆっくりご確認ください。ゆっくりご確認ください場合は、そちらをご確認ください。

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報が掲載されています。必ず最後までお読みください。加入者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は、本内容を加入者から被保険者全員にご説明ください。

※すべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「約款」をご確認ください。

[□. ご加入前におけるご確認事項](#)

[1. 本保険の仕組み](#)

[2. 基本となる補償および主な特約の概要](#)

[3. 補償の重複に関するご注意](#)

[4. 保険金額の設定](#)

[5.保険期間および補償の開始・終了時期](#)

[6.保険料の決定と払込方法等](#)

[7.満期返れい金・契約者配当金](#)

[II. ご加入時におけるご注意事項](#)

[1.告知義務](#)

[2.クーリングオフ\(加入申込みの撤回\)](#)

下記内容に同意する

重要事項説明

本保険は、東京海上日動火災保険株式会社等(以下「引受保険会社」といいます。)を引受保険会社とし、株式会社NTTドコモ(以下「当社」といいます。)をその幹事代理店とし、当社を保険契約者とし、FOMA サービスもしくは Xi サービス(以降、総称して「通信サービス」といいます)の契約者(以降「回線契約者」といいます)かつ dポイントクラブ会員を被保険者(保険の対象となる方)ご本人とする団体契約(以下「保険」といいます。)です。本保険の被保険者ご本人となれるのは、保険期間の開始日時点で満 18 歳以上満 70 歳以下の回線契約者ご本人かつ dポイントクラブ会員である方にかぎりません。

※通信サービス契約の解約、改番、名義変更や dポイントクラブの退会等を行った場合には、その月の末日をもって保険期間は終了します。

※本保険契約は複数の保険会社による共同保険契約です。引受保険会社と引受割合は[こちら](#)をご覧ください。

ただし、初年度加入時に当社・株式会社エヌ・ティ・ティ・イフ以外の取扱代理店が募集した契約(募集チラシ・ホームページ等の募集文書に当該取扱代理店名が記載されている場合)については共同保険ではなく、引受保険会社は東京海上日動火災保険株式会社のみとなります。

※引受保険会社についてご不明な点がございましたら、ドコモの保険お問い合わせセンターまでご連絡ください。

0120-141-458

受付時間:午前 10 時～午後 6 時

(日曜・祝日・年末年始除く)

※一部のIP電話からは接続できない場合があります。

※当社は、引受保険会社の幹事代理店として、保険契約の締結・契約の管理等の業務を行います。したがって、当社との間で有効に成立したご契約については、引受保険会社と直接契約された

ものとなります。また、当社の業務委託先である株式会社エヌ・ティ・ティ・イフは、引受保険会社の代理店として、各種お問い合わせを承ります。なお、事故受付時の業務は引受保険会社が行います。

●本説明で用いる用語の解説

・契約概要: 保険商品の内容をご理解いただくための事項

・注意喚起情報: ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

□. ご加入前におけるご確認事項

1. 本保険の仕組み<契約概要>

・交通事故等により被保険者(保険の対象となる方)がケガをされた場合に引受保険会社から保険金をお支払いします。基本となる補償およびその他の主な特約等は以下の通りです。

●基本となる補償: 傷害補償(ケガに関する補償)+交通事故傷害危険のみ補償特約

●補償内容を追加する特約: 個人賠償責任補償特約

●被保険者(保険の対象となる方)の範囲:

選択されたプランにより被保険者(保険の対象となる方)は以下の通りとなります。

①ご本人

②ご本人の配偶者*1

③ご本人またはその配偶者*1 の同居の親族*2

④ご本人またはその配偶者*1 の別居の未婚*3 の子

■家族プランは上記①～④の方が保険の対象となります。

■夫婦プランは上記①および②の方が保険の対象となります。

■個人プランは上記①の方が保険の対象となります。

■個人賠償責任補償特約の被保険者は上記①～④の方に加えて、次の方を含みます。(各プラン共通)

・ご本人が未成年者または責任無能力者である場合は、ご本人の親権者、その他の法定の監督

義務者および監督義務者に代わってご本人を監督する方*4(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)

・上記②～④のいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方*5(責任無能力者に関する事故に限ります。)

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)

a. 婚姻意思(*6)を有すること。

b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

*2 6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます(配偶者*1を含みません。)

*3 これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*4 監督義務者に代わってご本人を監督する方は、ご本人のご親族に限ります。

*5 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者のご親族に限ります。

*6 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

※被保険者の続柄は、傷害、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※家族プランおよび夫婦プランの場合、「被保険者の範囲に関する特約」が自動セットされます。

[ページトップへ](#)

2.基本となる補償および主な特約の概要

①基本となる補償<契約概要・注意喚起情報>

交通事故等*1により、被保険者がケガ*2をした場合に引受保険会社から保険金をお支払いします。

*1 交通事故等とは以下のものをいいます。

- ・運行中の交通乗用具(自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等)との衝突、接触等の交通事故
- ・運行中の交通乗用具に搭乗している間の事故
- ・乗客として駅の改札口を入ってから出るまでの駅構内における事故
- ・作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故
- ・交通乗用具の火災による事故 等

*2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する金額を引受保険会社からお支払いします。

引受保険会社から保険金をお支払いする主な場合およびお支払いしない主な場合は以下のとおりです。

詳細は「約款」をご確認ください。

なお、この保険には、通院に対する補償はありません。

●引受保険会社が保険金をお支払いする主な場合

■死亡保険金

事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合

⇒死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。

※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。

■後遺障害保険金

事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合

⇒後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。

※1事故について、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

■入院保険金

医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合

⇒入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。

※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いしません。

■手術保険金

治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*3または先進医療*4に該当する所定の手術を受けられた場合

▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。

ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。*5

*3 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*4 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります)。

*5 1 事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の 10 倍の額のみお支払いします。

●引受保険会社が保険金をお支払いしない主な場合

- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ
- ・被保険者の故意または重大な過失によって生じたケガ
- ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分)
- ・被保険者の闘争行為・自殺行為・犯罪行為によって生じたケガ
- ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
- ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ
- ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
- ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ
- ・自動車等の交通乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
- ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
- ・グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーン等に搭乗している間に生じた事故によって被ったケガ
- ・職務として荷物等の積込み作業、積卸し作業または整理作業をしている間のその作業によるケガ
- ・職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃をしている間のその作業によるケガ
- ・極めて異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭乗している間のケガ 等

[ページトップへ](#)

②主な特約の概要<契約概要>

詳細は「約款」をご確認ください。

サイクル保険にセットされる主な特約は以下のとおりです。

■個人賠償責任補償特約

<引受保険会社が保険金をお支払いする主な場合>

国内外において以下のような事由により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負う場合

- 日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊した場合
- 被保険者ご本人が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合
- 電車等*6を運行不能にさせた場合
- 国内で受託した財物(受託品)*7を壊したり盗まれた場合

⇒1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。

*6 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。

*7 以下のものは受託品には含まれません。

自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物
等

※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として引受保険会社が行います。

※引受保険会社との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や被保険者に損害賠償責任がない場合等には、引受保険会社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について引受保険会社から保険金をお支払いする場合があります。

※被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

<引受保険会社が保険金をお支払いしない主な場合>

- ・ご契約者または被保険者等の故意によって生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*8)によって被保険者が被る損害
- ・被保険者およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって被保険者が被る損害

- ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって被保険者が被る損害
 - ・被保険者が所有、使用または管理する財物*9の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって被保険者が被る損害
 - ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって被保険者が被る損害
 - ・航空機、船舶、車両*10または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって被保険者が被る損害
 - ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって被保険者が被る損害
 - 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使
 - 受託品が通常有する性質や性能を欠いていること
 - 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い
 - 受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損
 - 受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
 - 受託品の電氣的事故または機械的故障
 - 受託品の置き忘れまたは紛失*11
 - 詐欺または横領
 - 風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入
 - 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊
- 等

*8 被保険者がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*12中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。

*9 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。

*10 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。

*11 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

*12 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

[ページトップへ](#)

3. 補償の重複に関するご注意<注意喚起情報>

被保険者またはそのご家族が、個人賠償責任補償特約と補償内容が同様の保険契約*1を他に
ご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故
について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払

われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、ご加入をご検討ください。*2

*1 サイクル保険以外の保険契約にセットされる特約や他の保険会社の保険契約を含みます。

*2 個人賠償責任補償特約をセットしたご契約が1契約の場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

[ページトップへ](#)

4. 保険金額の設定<契約概要>

本保険は所定のプランにのみご加入いただける商品です。ご契約プランは申込画面にてご確認ください。

[ページトップへ](#)

5. 保険期間および補償の開始・終了時期<契約概要・注意喚起情報>

- ・本保険の保険期間は、1年間です。
- ・毎月15日までに申し込みいただいた場合、保険期間の初日は翌月1日、毎月16日から月末までにお申し込みいただいた場合には、保険期間の初日は翌々月1日となります。
- ・補償の開始時期は、保険期間の初日の午後4時となります。
- ・補償の終了時期は、保険期間の末日の午後4時となります。

[ページトップへ](#)

6. 保険料の決定と払込方法等

① 保険料の決定の仕組み<契約概要>

保険料はご契約プランによって決定されます。実際にお支払いいただく保険料相当額については、申込画面にてご確認ください。

② 保険料相当額の払込方法<契約概要・注意喚起情報>

- ・加入者には、保険料に相当する金額を当社に対し、お支払いいただきます。
- ・保険料相当額は、月々の通信サービスの料金とともにお支払いいただきます。
- ・毎月15日までに申し込んだ場合には翌月の、16日以降月末までに申し込んだ場合には翌々月の通信サービスの請求書にて、最初の保険料相当額をご請求させていただきます。払込期間は最初のご請求から12ヶ月となります。

③ 保険料相当額の払込猶予期間等の取扱い<注意喚起情報>

通信サービスのご利用料金の払込期日までにお支払いください。お支払いいただかず、当社との通信サービス契約が解約となった場合には、解約日の属する月の末日をもってご加入も解約となり、補償が終了しますので、ご注意ください。

[ページトップへ](#)

7. 満期返れい金・契約者配当金<契約概要>

本保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

[ページトップへ](#)

II. ご加入時におけるご注意事項

1. 告知義務<注意喚起情報>

画面に★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に正確に入力してください。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実をお答えいただかない場合は、ご加入を解除し、引受保険会社から保険金がお支払いされないことがありますので、ご注意ください(代理店である当社には告知受領権があります。)。本保険の告知事項は、以下の事項となります。

○他の保険契約等*1の有無

*1「他の保険契約等」とは、この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、引受保険会社にて保険のお引受けができない場合があります。

[ページトップへ](#)

2. クーリングオフ(加入申込みの撤回)<注意喚起情報>

本保険はクーリングオフの対象となりませんので、ご注意ください。

[ページトップへ](#)

同意する

戻る

重要事項説明②

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報が掲載されています。必ず最後までお読みください。加入者と被保険者(保険の対象となる方)が異なる場合は、本内容を加入者から被保険者全員にご説明ください。

※すべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「約款」をご確認ください。

Ⅲ. ご加入後におけるご注意事項

1. 解約される時
2. 被保険者からのお申し出による解約
3. 満期を迎える時

Ⅳ. その他ご留意いただきたいこと

1. 個人情報の取扱いに関するご案内
2. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除
3. 保険会社破綻時の取扱い
4. その他ご加入に関するご注意事項
5. 事故が起こった時
6. 電話での加入手続き
7. 通信環境
8. 接続料金
9. 通信トラブル時等の責任関係

重要事項説明は電子ファイルでの提供となります。「ダウンロード」ボタンをクリックし、電子ファイルを保存されることをおすすめします。

ダウンロード

※この画面からダウンロードできない場合には、パソコン等にてドコモの PC 版ホームページ([こちら](#))からダウンロードしてください。

「重要事項説明」の内容にご同意いただける場合、かつ電子ファイルでの提供にご承諾いただける場合は、「同意する」をクリックしてください。

同意する

重要事項説明

本保険は、東京海上日動火災保険株式会社等(以下「引受保険会社」といいます)を引受保険会社とし、株式会社NTTドコモ(以下「当社」といいます)をその幹事代理店とし、当社を保険契約者とし、FOMAサービスもしくはXiサービス(以降、総称して「通信サービス」といいます)の契約者(以降「回線契約者」といいます)かつdポイントクラブ会員を被保険者(保険の対象となる方)ご本人とする団体契約(以下「保険」といいます)です。本保険の被保険者ご本人となれるのは、保険期間の開始日時点で満18歳以上満70歳以下の回線契約者ご本人かつdポイントクラブ会員である方にかぎります。
※通信サービス契約の解約、改番、名義変更やdポイントクラブの退会等を行った場合には、その月の末日をもって保険期間は終了します。

※本保険契約は複数の保険会社による共同保険契約です。引受保険会社と引受割合は[こちら](#)をご覧ください。

ただし、初年度加入時に当社・株式会社エヌ・ティ・ティ・イフ以外の取扱代理店が募集した契約(募集チラシ・ホームページ等の募集文書に当該取扱代理店名が記載されている場合)については共同保険ではなく、引受保険会社は東京海上日動火災保険株式会社のみとなります。

※引受保険会社についてご不明な点がございましたら、ドコモの保険お問い合わせセンターまでご連絡ください。

0120-141-458

受付時間:午前10時～午後6時

(日曜・祝日・年末年始除く)

※一部のIP電話からは接続できない場合があります。

※当社は、引受保険会社の幹事代理店として、保険契約の締結・契約の管理等の業務を行います。したがって、当社との間で有効に成立したご契約については、引受保険会社と直接契約されたものとなります。また、当社の業務委託先である株式会社エヌ・ティ・ティ・イフは、引受保険会社の代理店として、各種お問い合わせを承ります。なお、事故受付時の業務は引受保険会社が行います。

Ⅲ.ご加入後におけるご注意事項

1.解約される時＜契約概要・注意喚起情報＞

- ・保険期間を通じて、解約返れい金はありません。
- ・保険期間開始後にご加入を解約される場合は、「ご加入状況確認・取消」画面で解約手続きをするか、もしくはドコモの保険お問い合わせセンターまでご連絡ください。

0120-141-458

受付時間：午前10時～午後6時（日曜・祝日・年末年始除く）

※一部のIP電話からは接続できない場合があります。

- ・通信サービス契約の解約、改番、名義変更やdポイントクラブの退会等を行った場合、その月の末日をもって保険期間は終了します。

[ページトップへ](#)

2.被保険者からのお申し出による解約＜注意喚起情報＞

被保険者からのお申し出によりその被保険者に係るご加入を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、東京海上日動ドコモの保険サポートデスク(0120-789-199)までお問い合わせください。本内容については、被保険者の方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

[ページトップへ](#)

3.満期を迎える時＜契約概要＞

満期を迎える際のお手続きは、満期の前にメッセージRにてご案内する予定です。

●保険期間終了後、更新を制限させていただく場合

- ・保険金請求状況等によっては、次回以降の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。

・更新後の保険期間の開始日時時点で被保険者ご本人の年齢が70歳を超えるときは更新のお取扱いはいたしません。

・引受保険会社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。

●更新後ご加入契約の保険料について

保険料は、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

[ページトップへ](#)

Ⅳ. その他ご留意いただきたいこと

1.個人情報の取扱いに関するご案内＜注意喚起情報＞

・保険契約者である当社は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金・給付金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供すること

※詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarinenichido.co.jp/>) および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

・損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

[ページトップへ](#)

2.ご加入の取消し・無効・重大事由による解除

・ご契約者、被保険者または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。

・その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

[ページトップへ](#)

3. 保険会社破綻時の取扱い<注意喚起情報>

・引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

・引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金・返れい金等は原則として80%*1まで補償されます。

*1 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

[ページトップへ](#)

4. その他ご加入に関するご注意事項<注意喚起情報>

・当社は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、当社との間で有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接締結されたものとなります。

・ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

[ページトップへ](#)

5. 事故が起こったとき

・事故が発生した場合には、直ちに東京海上日動ドコモの保険サポートデスク(0120-789-199)へご連絡ください。

・個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

・保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

○印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の被保険者、保険金の受取人であることを確認するための書類

○引受保険会社の定める傷害の程度、治療内容および治療期間等を証明する被保険者以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(引受保険会社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)

○他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、引受保険会社が支払うべき保険金の額を算出するための書類

○引受保険会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

・被保険者または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき被保険者または保険金の受取人の代理人がいない場合は、被保険者または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち引受保険会社

所定の条件を満たす方が、被保険者または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

- ・保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ・損害が生じたことにより被保険者等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、引受保険会社はその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は引受保険会社に移転します。
- ・個人賠償責任補償特約において、被保険者が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。

○被保険者が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合

○相手方が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合

○被保険者の指図に基づき、引受保険会社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

* 1 法律上の配偶者に限ります。

[ページトップへ](#)

6.電話での加入手続き

本保険は、専用サイトを經由してのお申込みとなり、お電話によるお申込みはできませんのでご了承ください。

[ページトップへ](#)

7.通信環境

通信電波の安定した場所にて加入手続きを行うようにしてください。ご加入の成立後、メッセージ R で加入者証を送信します。なお、加入者証については、本保険をお申込みいただいた専用サイト上の「加入状況確認・取消」の欄でも確認可能です。また、通信状況によりご加入手続き完了画面以前に接続が切れてしまった場合は、ご加入手続きが有効に成立していませんのでお手続きをやり直してください。

[ページトップへ](#)

8.接続料金

加入手続きを行う際にかかるパケット通信料は一部を除きお客様の負担となります。

[ページトップへ](#)

9.通信トラブル時等の責任関係

当社および引受保険会社の責によらない通信手段や端末の障害等により、インターネットでのお申込みが遅延または不能となったためにお客様に生じた損害につきましては、当社および引受保険会社は、責任を負いません。なお、当社が提供する通信サービス等の障害等により生じた損害に対する

責任につきましては、当社が別に定める通信サービス約款の規定に従うものとします。また、通信経路での盗聴等により、保険契約情報等が漏洩したためにお客様に生じた損害につきましては、当社および引受保険会社は、責任を負いません。

その他については、日本国内の法令によります。なお、当社の提供する通信サービスの支障等に関する当社の責任については、FOMA サービスもしくは Xi サービス契約約款等当社の定める電気通信サービスに関する約款の定めによります。

[ページトップへ](#)

●保険に関するご意見・ご相談はドコモの保険お問い合わせセンターにて承ります。〈注意喚起情報〉

0120-141-458

受付時間：午前10時～午後6時

(日曜・祝日・年末年始を除く。)

※一部のIP電話からは接続できない場合があります。

●一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)〈注意喚起情報〉

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

(PC から <http://www.sonpo.or.jp/>)

0570-022808<通話料有料>

IP 電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。

受付時間：平日午前 9 時 15 分～午後 5 時(土・日・祝日・年末年始はお休みとなります。)

●事故のご連絡

東京海上日動ドコモの保険サポートデスクにて承ります。

0120-789-199

受付時間：24 時間 365 日

●ドコモの保険お問い合わせセンター

ご不明点のお問い合わせや解約のお申し出、住所変更の際のご連絡先

0120-141-458

受付時間：午前 10 時～午後 6 時

(日曜・祝日・年末年始除く)

※一部のIP電話からは接続できない場合があります。

[ページトップへ](#)

「重要事項説明」の内容にご同意いただける場合、かつ電子ファイルでの提供にご承諾いただける場合は、「同意する」をクリックしてください。

同意する

戻る

【ご加入内容確認事項】

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるようご加入いただく保険商品がご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご入力いただいていること等を確認させていただくためのものです。

以下の各項目について、再度ご確認ください。

ご不明な点につきましては、ドコモの保険お問い合わせセンター(0120-141-458)までお問い合わせください。

1. ご加入される保険が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

引受保険会社が保険金をお支払いする主な場合(*)

保険期間(保険のご契約期間)(*)

保険金額(ご契約金額)(*)

保険料相当額・保険料相当額払込方法(*)

保険の対象となる方

(*) 詳細については重要事項説明、約款をご確認ください。また、実際のお客様のご加入内容

については申込画面にてご確認ください。

2. 「加入者情報」・「告知事項」につき、以下の点をご確認ください。万一、表示誤り・入力誤り・入力漏れがある場合は、訂正してください。

○被保険者の範囲についてご確認くださいましたか？

○「告知事項」画面のご質問事項には正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明の内容についてご確認くださいましたか？

特に「引受保険会社が保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、既に他の保険で個人賠償責任補償特約と同種の保険商品をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。

内容を確認しました

戻る

ご不明な点につきましては、ドコモの保険お問い合わせセンター
(0120-141-458)までお問い合わせください。

「重要事項説明」の内容および「ご加入内容確認事項」にご同意いただける場合、かつ電子ファイルでの提供にご承諾いただける場合は、「同意する」をクリックしてください。

[ページトップへ](#)

同意する

戻る